

## 仕様書

### 1 件名

再生可能原料アベイラビリティ調査

### 2 目的

政府がバイオ戦略で掲げるバイオエコノミー社会の実現や、カーボンニュートラルが求められる中、再生可能原料（※1）への原料転換を図っていくことで、炭素循環や持続的経済成長に資するホワイバイオ（工業分野）等の産業促進、カーボンニュートラル・カーボンネガティブが期待できる。

そこで、本調査では、原料由来の脱炭素化の取組として、再生可能原料への原料転換を進めていくことを目的に、再生可能原料のアベイラビリティに関する調査を行う。

具体的には、再生可能原料アベイラビリティに関するデータの情報収集分析・可視化を行うとともに、再生可能原料に関する海外の政策・技術動向等の調査、そして、再生可能原料アベイラビリティの現状・課題、解決策の提示を行う。

※1：本調査において「再生可能原料」とは、グリーン炭素（木質・草本炭素）、ブルー炭素（海洋炭素（海藻・海草）、イエロー炭素（静脈系炭素（有機系廃棄物））、グレー炭素（廃棄物系炭素（廃プラ等））等を含めたサステナブル炭素を想定

### 3 調査内容

#### 3.1 再生可能原料アベイラビリティに関するデータの情報収集分析・可視化

再生可能原料への原料転換を図っていく際に、再生可能原料が、国内のどの地域に、どれだけ量が存在し、どれだけ利用可能かといったことを定量的に把握することを目的に、国内の各地域において、再生可能原料種別に応じた賦存量、利用可能量について、最新の統計情報、文献・web情報等から情報収集・分析し、入手したデータを共通フォーマットを作成のうえ、整理する。

上記で得られた再生可能原料種別に応じた賦存量、利用可能量のデータについて、過去の事例（※2）も参考にしつつ、地域空間モデル等を用いたマッピング化・可視化を行う。

また、地域の再生可能原料を活用した特徴的な取組（地域バイオコミュニティ、バイオマス産業都市、地域循環共生圏等）の動向をレビューし、10程度の特徴的な事例を抽出し、類型化し概略をまとめる。

※2：過去の事例：バイオマス賦存量/利用可能量の推計（NEDO）

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1282339/www.nedo.go.jp/library/biomass/index.html>

#### 3.2 再生可能原料アベイラビリティに関する海外の動向調査

再生可能原料アベイラビリティに関連する海外（北米、欧州等）の政策動向

(プロジェクト予算含む)、技術開発動向(計測技術等)、主なプレーヤの動向、標準化動向(計測・算出方法の方法論や原料サプライチェーンリスク評価等)、再生可能原料に関する海外データベース・マッピング等の整備状況とその活用例(将来予測値含む)について、既存レポート、文献・web情報等を基に調査する。

取りまとめにあたっては、視覚的に分かりやすい形で、各国比較(特徴や強み)を含めてまとめる。

### 3.3 再生可能原料アベイラビリティに関する方策の検討

上記 3.1 及び 3.2 の調査内容を踏まえながら、再生可能原料アベイラビリティの現状・課題(例:技術的、経済的、制度的制約等)の特定を行い、再生可能原料への原料転換に向けたアベイラビリティの向上に資する解決策(例:技術開発要素、制度(規制・標準化・クレジット化等)、新規プレーヤ創出など)の提示を行う。

### 3.4 ヒアリングの実施

上記 3.1 の再生可能原料アベイラビリティに関するデータのマッピング化・可視化において使用する統計データ等の収集の仕方やデータ自体の課題や改善等に関して、事前にヒアリング項目を検討した上で、有識者へのヒアリングを行う。あわせて、上記 3.3 の方策の検討にあっても、必要に応じて有識者へのヒアリングを行う。なお、ヒアリング先の候補者を複数提示し、別途 NEDO と協議する。

### 3.5 委員会の開催

上記、3.1~3.4 の妥当性を検証するために、議論のポイント(調査する上での考え方、仮説や方向性等)を明確にした上で、有識者委員会(3回程度)を開催する。委員会後速やかに意見集約及び対応方針を作成し、NEDO に報告する。

委員会に係る資料の準備、配布、説明、質疑対応、会場の手配・設営、運営(オンライン開催に必要な手配も含む)及び議事録作成等を行う。委員の選定については、本調査分野に関連する有識者候補を複数提示し、別途 NEDO と協議する。

### 3.6 報告書の作成

上記、3.1~3.5 に関して成果報告書の作成を行う。成果報告書に引用した内容は文献リスト(ウェブ URL 含む)を添付する。

3.1~3.6 については、NEDO と調整の上、実施する。特に、委員会の開催・運営方法については、NEDO と協力して実施する。その他、NEDO からの依頼に対して遅滞な

く適切に対応できるようにする。なお、3.1～3.3の調査項目については、目的達成のために情報を補完する調査項目追加は妨げない。NEDO 又は有識者委員会の議論で要請があった場合は、協議のうえ、可能な限り、予算範囲内で反映を検討する。

以上の実施内容について、NEDO に対し対面（リモート含む）又はメール等によりひと月に2回程度の進捗報告を行う。

#### 4 調査期間

NEDO が指定する日から2023年2月28日まで

#### 5 予算額

2,000万円以内

#### 6 報告書

- ・提出期限：2023年2月28日
  - ・提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出
  - ・記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>
- \* 報告書の仕様については、別途指示することがある。

#### 7 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

#### 8 その他

実施事項の内容や進め方、及び本仕様書に定めなき事項等については、NEDO と実施事業者が協議の上で決定するものとする。

以上